

「水際対策強化に係る新たな措置（２７）」Ｑ＆Ａ（２月２５日（金）時点）

※主な修正箇所

- ・（新型コロナワクチン接種証明書）問 15
- ・（MySOS（入国者健康居所確認アプリ））問 1
- ・（陽性等になった場合の対応）問 2

（今回の新たな措置の概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6

- 問 1 今回の「水際対策強化に係る新たな措置（２７）」（以下単に「新たな措置」という。）の概要を教えてください。
- 問 2 入国日前（後）〇日目の計算について、入国日は含まれますか。
- 問 3 問 1 の 3 の「指定国・地域」について、入国日前 14 日以内に当該入国者の滞在国の指定に変更があった場合には、どのような対応になりますか。
- 問 4 「新たな措置」に関する情報、関係資料はどこで入手できますか。

（入国者の待機期間）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11

- 問 1 今回の新たな措置で、入国者の待機期間はどのように変更になりますか。
- 問 2 入国者の待機期間について、日本人と外国人で違いはありますか。
- 問 3 自宅等待機での 3 日目以降の自主検査はどのように行えば良いですか。
- 問 4 自宅等待機での 3 日目以降の自主検査について、抗原定性検査（抗原検査キット）でも認められますか。
- 問 5 厚生労働省のホームページに掲載されている検査機関以外の検査機関で受けた検査は有効ですか。
- 問 6 自宅等待機期間中に検査を受けに行っても良いのですか。
- 問 7 自宅等待機での 3 日目以降の自主検査について、入国者健康確認センターから確認の連絡が来るまでは待機解除は認められませんか。
- 問 8 検査結果が陽性となった場合は、どうすれば良いですか。
- 問 9 郵送で検査機関に検体を送付する場合、待機 3 日目より前に採った検体でも良いですか。
- 問 10 今回の新たな措置の適用（３月 1 日）前に入国しているのですが、待機期間の短縮は認められますか。ワクチンの追加接種（３回目接種）をしている場合はどうですか。
- 問 11 今回の新たな措置の適用（３月 1 日）前に入国しているのですが、自宅等待機の 3 日目以降に自主検査を受けた場合、どのように入国者健康確認センターに検査結果を届け出れば良いですか。

（新型コロナワクチン接種証明書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16

- 問 1 有効と認められる新型コロナワクチン接種証明書の要件は何ですか。
- 問 2 自国の接種証明書に生年月日の記載はありませんが、代わりに旅券番号や身分証明書の ID 番号があれば、有効な接種証明書として認められますか。
- 問 3 自国では、1 回目及び 2 回目のワクチンで、ファイザー、アストラゼネカ、モデルナ、ヤンセン社「以外」のワクチンが承認されています。その場合、これら以外のワクチンを接種していても、有効な接種証明書として認められますか。
- 問 4 自国では、追加接種（3 回目接種）のワクチンとして、ファイザー又はモデルナ社製「以外」のワクチンが承認されています。その場合、これら 2 社以外のワクチンを接種していても、有効な接種証明書として認められますか。
- 問 4-1 ヤンセン社製のワクチンは、接種回数など、どのような取扱いになりますか。
- 問 5 自国の接種証明書では、「コミナティ（Comirnaty）」のメーカーが「BIONTECH」と記載されていますが、有効な接種証明書として認められますか。
- 問 6 自国の接種証明書では、モデルナ社製のワクチンで「スパイクバックス（Spikevax）」と記載されていますが、有効な接種証明書として認められますか。
- 問 7 接種しているワクチンは全て同一の種類の必要がありますか。
- 問 7-1 3 回のワクチンを異なる国で接種し、それぞれの国で発行された接種証明書を保持している場合、有効な接種証明書の保持者と認められますか。
- 問 8 接種証明書に 1 回目又は 2 回目の接種情報が無い場合はどうすれば良いですか。
- 問 9 接種証明書には、直近の接種情報しか記載が無く、当該接種が 3 回目接種であることが記載されていない場合はどうすれば良いですか。
- 問 10 （有効な接種証明書として認められるために）3 回目接種の有効期限はありますか。
- 問 11 自国の接種証明書には英語の表記がありませんが、どうすれば良いでしょうか。
- 問 12 電子的に交付された接種証明書は認められますか。二次元コードの提示も認められますか。
- 問 12-1 接種証明書は原本ではなくコピーでも認められますか。
- 問 13 日本国内で発行された接種証明書について、「新型コロナウイルス予防接種証明書」、「新型コロナウイルスワクチン予防接種証」及び「新型コロナワクチン接種記録書」以外の証明書は認められませんか。
- 問 14 民間機関等が発行する接種証明書も認められますか。
- 問 15 接種年齢要件で追加接種（3 回目接種）が認められていない子どもに対

しては、追加接種による待機期間の短縮は認められませんか。

(公共交通機関の使用) P23

問 1 入国後、自宅待機のために(待機場所の)自宅等まで移動する際に、公共交通機関の使用は認められますか。

問 2 待機期間中の公共交通機関の使用について、空港から待機場所の自宅等への移動以外に、公共交通機関の使用は認められますか。

問 3 自宅待機での 3 日目以降の自主検査を受ける際に、公共交通機関の使用は認められますか。

(外国人の新規入国) P24

問 1 外国人の新規入国が認められるのはどのような場合ですか。

問 1-1 外国人の新規入国では、「観光」を目的とした入国は認められますか。

問 2 外国人の新規入国では、「親族・知人訪問等」を目的とした入国は認められますか。認められない場合、どのような手続を取れば良いですか。

問 3 外国人の新規入国では、入国前の滞在国・地域に制限はありますか。

問 4 外国人が新規入国する場合、申請方法はどのようなものになりますか。受入責任者からの事前申請が必要ですか。

問 4-1 在留資格のある外国人の再入国の場合も、受入責任者からの申請が必要ですか。

問 5 受入責任者とは何ですか。

問 6 受入責任者は個人事業主でも認められますか。

問 7 受入責任者はどのようなことをする必要がありますか。

問 8 新規入国する外国人個人が申請することは可能ですか。

問 9 外国人の新規入国の事前申請はどこにする必要がありますか。

問 10 申請に関する事務について、第三者に委託することは認められますか。

問 10-1 受入責任者による事前申請について、申請期間はありますか。

問 11 「受付済証」の発行には、申請からどの程度の時間がかかりますか。

問 12 昨年 11 月の「水際対策強化に係る新たな措置(19)」のように、業所管省庁への申請、審査は必要ですか。

問 13 昨年 11 月の「水際対策強化に係る新たな措置(19)」で審査済証の発行を受けている場合でも、今回の申請を行う必要がありますか。

問 14 昨年 11 月の「水際対策強化に係る新たな措置(19)」で取得した ID は、今回のシステムでも使用することができますか。

(査証申請) P30

問 1 在外公館に査証申請する際に必要な書類は何ですか。

問 2 査証発給までにはどの程度の時間を要することが見込まれますか。

(検査証明書) P31

問 1 入国の際に、「陰性」の検査証明書は必ず必要ですか。

問 2 「検査証明書」には所定のフォーマットがありますか。所定のフォーマットでの証明書が入手できない場合、どうすれば良いですか。

(ファストトラック) P32

問 1 「ファストトラック」とは何ですか。今回の新たな措置では利用できますか。

問 2 外国人の新規入国者には、「ファストトラック」の利用が必要ですか。

(MySOS (入国者健康居所確認アプリ)) P33

問 1 入国者のスマートフォンに、厚生労働省が指定するアプリをインストールする理由は何ですか。

問 2 厚生労働省が指定するアプリ (MySOS (入国者健康居所確認アプリ)) のダウンロードやスマートフォンでの設定は、どのように行えば良いですか。

問 3 外国で、厚生労働省が指定するアプリのインストールができない場合は、どうすれば良いですか。

問 4 入国者が、スマートフォンを日本に持参できない場合は、どうすれば良いですか。

(陽性等になった場合の対応) P35

問 1 入国者が、入国時の検疫の検査で陽性が判明した場合には、どのような対応になりますか。

問 2 入国者が、陽性、機内濃厚接触者又は有症状者になった場合には、どのような対応になりますか。

(待機施設等) P36

問 1 入国者の待機施設を確保する際に、「個室」の必要がありますか。

問 2 待機施設について、「自宅」は認められますか。

(健康管理) P37

問 1 (受入責任者の誓約事項にある) 新規入国の外国人の健康状態の確認は、

具体的にどのようなことを行えば良いですか。

(誓約違反) P37

問 1 入国者又は受入責任者が誓約書又は誓約事項に違反した場合には、どのような措置が取られますか。

(今回の新たな措置の概要)

問 1 今回の「水際対策強化に係る新たな措置（２７）」（以下単に「新たな措置」という。）の概要を教えてください。

(答)

- 1 今回の「新たな措置」では、①「入国後の自宅待機期間の変更」、②「入国後の公共交通機関の使用」、③「外国人の新規入国制限の見直し」に関する内容があります。
- 2 令和４年２月末までは、日本への入国については、
 - ・外国人の新規入国の停止及び有効なワクチン接種証明書の保持者に対する行動制限緩和措置の停止に関する措置が取られる中で、
 - ・入国者には入国後７日間の自宅待機、公共交通機関の不利用、健康フォローアップが求められています。
- 3 また、各国・地域の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、例えば、
 - ・入国日前 14 日以内に、「検疫所長の指定する宿泊施設での３日間の待機対象となる指定国・地域」（以下「３日待機指定国」という。）に滞在歴のある場合、
 - ・入国後、検疫所長の指定する宿泊施設での３日間の待機と３日目の検査が（７日間の自宅待機の期間の中で）求められています。

※指定国・地域は、随時、変更されています。具体的な指定国・地域は、以下のサイトを御参照ください。

(外務省 HP「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」上の 3 検疫の強化)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

(厚生労働省 HP「検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について」)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

(入国後の自宅待機期間の変更)

- 4 今回の「入国後の自宅待機期間の変更」に関する措置では、３月１日以降、
 - ・７日間待機を原則とした上で、
 - ・「３日待機指定国」からの入国か否か（＝入国日前 14 日以内に「３日待機指定国」に滞在歴があるか否か）、

- ・条件を満たした有効な新型コロナワクチン接種証明書を所持しているか否か、

によって、入国後の待機期間及び待機場所が以下のとおり変更されることになります。

※検疫所又は保健所から自宅等待機の継続等について別途指示があった場合は、その指示に従う必要があります。

※陽性者又は濃厚接触者となった場合は、待機期間の短縮の対象となりません。

※入国後 10 日間を経過するまでは、検温など入国者自身による健康状態の確認等を行うようにお願いします。

	有効なワクチン 接種証明書の有無	入国後の待機期間
指定国・地域 からの入国	無し	「3 日間検疫施設待機（＋施設検査陰性）」
	有り	「3 日間自宅等待機＋自主検査陰性」 （検査を受けない場合は 7 日間待機）」
非指定国・地域 からの入国	無し	
	有り	「待機無し」

- 5 自宅等待機での 3 日目以降の自主検査については、
 - ・検査方法は PCR 検査又は抗原定量検査、
 - ・3 日目以降に「認められる検査実施機関」で検査し、陰性結果を「MySOS（入国者健康居所確認アプリ）」により入国者健康確認センターに届出、
 - ・同センターからの「待機終了の連絡」により最短で 4 日目以降の待機が不要になります（待機不要後は、公共交通機関の使用も可能になります。）。
- 6 また、検疫所長が指定する宿泊施設で待機する場合は、3 日間の待機と 3 日目の施設での検査の陰性結果によって、施設退所後の待機は求められないこととなります（施設退所後は、公共交通機関の使用も可能になります。）。
- 7 非指定国・地域からの入国者で有効なワクチン接種証明書の保持者は、空港検疫での検査の陰性結果によって、入国後の待機は無しになります（入国後から公共交通機関の使用も可能です。）。

（入国後の公共交通機関の使用）

- 8 上記の「指定国・地域からの入国者で有効なワクチン接種証明書を保持している者」及び「非指定国・地域からの入国者で有効なワクチン接種証明書を

保持していない者」については、入国後に自宅待機が必要になりますが、

- ・ 空港から自宅待機のために自宅等に移動する場合に、必要最小限のルートに限定して、
- ・ 空港検疫での検査（検体採取）後 24 時間以内までは、（自宅待機の期間中であっても上記の場合に限り）公共交通機関の使用が認められます。

（外国人の新規入国制限の見直し）

9 外国人の新規入国については、3 月 1 日以降、受入責任者（企業、団体等）の管理の下、「観光目的以外」（※）で認められます。

※商用・就労等の目的の短期間の滞在（3 月以下）の新規入国又は長期間の滞在の新規入国

10 新規入国の外国人については、

- ・ 入国者において必要な防疫措置が確保されることを前提条件として、入国制限の緩和を行うものであるところ、
- ・ 新規入国の外国人に対して、日本への入国に際して必要な防疫措置についての情報提供や待機場所の確保、待機や健康状態の確認等について、管理、支援等を行うため、

受入責任者による管理の下での入国を認めることとなります。

11 外国人の新規入国に当たって、

- ・ 受入責任者は、入国前に、厚生労働省の入国者健康確認システム（ERFS）にログインの上、オンラインで事前申請し、外国人の新規入国者に関する情報等（待機場所を含む）の入力、誓約事項の同意等を行います。
- ・ 必要事項の入力後、受付済証（PDF）が発行され、受入責任者は受付済証をダウンロード、入国予定者に送付します。
- ・ 入国予定者は、各在外公館に受付済証を呈示の上、査証申請書類一式を提出します。これを受けて、各在外公館は、審査を行った後、査証を発給します。
- ・ 入国後、入国者に対して、MySOS（入国者健康居所確認アプリ）を通じた健康状態、位置情報確認等が行われるとともに、受入責任者は、待機施設での待機や健康状態の確認や、入国者が有症状、陽性の場合の医療機関への連絡など、必要な管理・支援を行うこととなります。

12 なお、上記の「新たな措置」については、今後の国内外の感染状況等によって、急遽変更になることがありますので、御注意ください。

（今回の新たな措置の概要）

問2 入国日前（後）〇日目の計算について、入国日は含まれますか。

（答）

入国日は含まれません。入国日は0日目になります。例えば、3月5日に入国した場合、入国日前3日目は、3月2日になります。逆に、3月5日に入国した場合、入国後3日目は3月8日になります。

（今回の新たな措置の概要）

問3 問1の3の「指定国・地域」について、入国日前14日以内に当該入国者の滞在国の指定に変更があった場合には、どのような対応になりますか。

（答）

- 1 入国者の入国時点での（当該入国者の）滞在国の指定の状況で判断することになります。
- 2 当該入国者の入国日前14日以内の滞在国をA国とした場合、例えば、
 - ・ A国について、入国日前9日に「3日待機指定国」から「非指定国」に指定変更が行われた場合、
 - ・ 当該入国者の（入国日前14日以内に滞在していた）滞在国のA国は「非指定国」と判断されます。この場合には、例えば、当該入国者が有効なワクチン接種証明書を所持している場合は、滞在国が「非指定国」となるため、入国後（変更前：3日間の自宅等待機→）待機無しとなります。
- 3 一方で、
 - ・ A国について、入国日前9日に「非指定国」から「3日待機指定国」に指定変更が行われた場合、
 - ・ 当該入国者の（入国日前14日以内に滞在していた）滞在国のA国は「3日待機指定国」と判断されます。この場合には、例えば、当該入国者が有効なワクチン接種証明書を所持していない場合は、滞在国が「3日待機指定国」となるため、入国後（変更前：自宅等→）検疫施設での3日間待機となります。

- 4 上記のとおり、「指定国・地域」の指定の状況によって、入国後の入国者の待機期間、待機場所に影響が生じるため、「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」等に関する最新の情報の収集、それに基づく対応等に御注意ください。

(外務省 HP「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」
上の3 検疫の強化)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

(厚生労働省 HP「検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について」)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

(今回の新たな措置の概要)

問4 「新たな措置」に関する情報、関係資料はどこで入手できますか。

(答)

内閣官房、法務省、外務省及び厚生労働省の「新たな措置」に関するホームページで、関連情報、資料を掲載しています。

※厚生労働省：水際対策に係る新たな措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

※外務省：国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

(入国者の待機期間)

問１ 今回の新たな措置で、入国者の待機期間はどのように変更になりますか。

(答)

今回の「入国後の自宅待機期間の変更」に関する措置では、３月１日以降、

- ・ ７日間待機を原則とした上で、
- ・ 「３日待機指定国」からの入国か否か（＝入国日前 14 日以内に「３日待機指定国」に滞在歴があるか否か）、
- ・ 条件を満たした有効な新型コロナワクチン接種証明書を所持しているか否か、

によって、入国後の待機期間及び待機場所が以下のとおり変更されることになります。

※検疫所又は保健所から自宅待機の継続等について別途指示があった場合は、その指示に従う必要があります。

※陽性者又は濃厚接触者となった場合は、待機期間の短縮の対象となりません。

※入国後 10 日間を経過するまでは、検温など入国者自身による健康状態の確認等を行うようにお願いします。

	有効なワクチン 接種証明書の有無	入国後の待機期間
指定国・地域 からの入国	無し	「３日間検疫施設待機（＋施設検査陰性）」
	有り	「３日間自宅待機＋自主検査陰性」 （検査を受けない場合は７日間待機）
非指定国・地域 からの入国	無し	
	有り	「待機無し」

(入国者の待機期間)

問２ 入国者の待機期間について、日本人と外国人で違いはありますか。

(答)

待機期間について違いはありません。

(入国者の待機期間)

問3 自宅待機での3日目以降の自主検査はどのように行えば良いですか。

(答)

- 1 自宅待機での3日目以降の自主検査については、
 - ・検査方法はPCR検査又は抗原定量検査、
 - ・3日目以降に「認められる検査実施機関（問5参照）」で検査し、陰性結果を「MySOS（入国者健康居所確認アプリ）」により入国者健康確認センターに届出、
 - ・同センターからの「待機終了の連絡」により最短で4日目以降の待機が不要になります（待機不要後は、公共交通機関の使用も可能になります。）。
- 2 詳細については、3月1日以降に下記のリンク先にマニュアルをアップいたしますので、御参照ください。

<https://www.hco.mhlw.go.jp/manual/jp.php>

(入国者の待機期間)

問4 自宅待機での3日目以降の自主検査について、抗原定性検査（抗原検査キット）でも認められますか。

(答)

- 1 有効な検査は、PCR検査又は抗原定量検査のみです。抗原検査キットについては、無症状者への検査は適さないとされており、認められません。
- 2 今回の待機期間の短縮に当たって「認められる検査実施機関」として、PCR検査・抗原定量検査（自己負担）を提供している検査機関については、下記リンク先をご参照ください。

<https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>

(入国者の待機期間)

問5 厚生労働省のホームページに掲載されている検査機関以外の検査機関で受けた検査は有効ですか。

(答)

問4の厚生労働省ホームページに掲載されている検査機関以外の機関で受け

た検査については、実在する医療機関又は衛生検査所で受けたものと確認ができないため、認められません。

(入国者の待機期間)

問6 自宅待機期間中に検査を受けに行っても良いのですか。

(答)

- 1 自宅待機期間中においては、不要不急の外出は控えていただく必要がありますが、自宅待機期間を解除するための検査を受けるために検査機関に出向くことは、不要不急の外出には当たりません。ただし、一般の方が利用する公共交通機関等を利用せず、自家用車などで移動してください。
- 2 なお、検査機関によっては、郵送で検体を送付することで検査を実施できる機関もありますので、下記リンク先の検索フォームから郵送検査を選択の上、該当のあった検査機関に事前にお問い合わせください（採取容器などを事前に送付してもらう必要がありますので、ご注意ください。）。

<https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>

(入国者の待機期間)

問7 自宅待機での3日目以降の自主検査について、入国者健康確認センターから確認の連絡が来るまでは待機解除は認められませんか。

(答)

認められません。センターからの確認が来る前に待機を解除した場合には誓約違反になります。

(入国者の待機期間)

問8 検査結果が陽性となった場合は、どうすれば良いですか。

(答)

- 1 民間検査機関で医師による診断を伴わない検査を受けて結果が陽性だった場合、当該検査機関の提携する医療機関を受診してください。
- 2 提携医療機関が遠隔にある場合など提携医療機関を利用することが困難な場合は、受検者自身が、近くの医療機関やかかりつけ医に事前に連絡して対応可能か確認した上で受診するか、または地域の受診相談センターに御相談く

ださい。

（入国者の待機期間）

問 9 郵送で検査機関に検体を送付する場合、待機 3 日目より前に採った検体でも良いですか。

（答）

待機 3 日目以降の検体で検査を行っていただく必要があります。検査日が待機 3 日目以降であったとしても、待機 2 日目までに採取した検体で検査を実施した場合、有効とは認められません。

（入国者の待機期間）

問 10 今回の新たな措置の適用（3 月 1 日）前に入国しているのですが、待機期間の短縮は認められますか。ワクチンの追加接種（3 回目接種）をしている場合はどうですか。

（答）

- 1 3 月 1 日前の入国であっても、（下記のワクチンの追加接種による特例を除き）待機期間の緩和が認められます。例えば、非指定国からの入国者でワクチン追加接種（3 回目接種）無しの場合、2 月 28 日（月）に入国した場合であっても、自宅等での 3 日間の待機と 3 日目の検査陰性で、最短 4 日目（3 月 4 日（金））以降に待機が解除されます。
- 2 ただし、ワクチンの追加接種（3 回目接種）による待機期間の緩和は、（3 月 1 日より前に、検疫でワクチン接種証明書の確認ができないため）認められません。このため、例えば、非指定国からの入国で「待機無し」が認められるのは、3 月 1 日以降に入国したワクチンの追加接種（3 回目接種）者（有効な接種証明書の保持者）になります。

※ 3 月 1 日より前に入国したワクチン追加接種（3 回目接種）者の待機期間の緩和の適用は、ワクチンの追加接種を受けていない者と同様になります。

(入国者の待機期間)

問 11 今回の新たな措置の適用（３月１日）前に入国しているのですが、
自宅待機３日目以降に自主検査を受けた場合、どのように入国者健康
確認センターに検査結果を届け出れば良いですか。

(答)

３日目以降に検査し、陰性結果を「MySOS（入国者健康居所確認アプリ）」により入国者健康確認センターに届出、同センターからの「待機終了の連絡」により最短で４日目以降の待機が不要となりますが、既に入国している方を対象とした詳しい申請方法については、３月１日以降に下記のリンク先にマニュアルをアップいたしますので、御参照ください。

<https://www.hco.mhlw.go.jp/manual/jp.php>

(新型コロナワクチン接種証明書)

問 1 有効と認められる新型コロナワクチン接種証明書の要件は何ですか。

(答)

1 有効と認められる新型コロナワクチン接種証明書は、以下の①から④までの条件を満たしている必要があります。

① 各国・地域の政府等公的な機関で発行された接種証明書であること。

② 氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、ワクチン接種日、ワクチン接種回数が（日本語又は英語で）記載されていること。

③ 1回目及び2回目に接種したワクチンのワクチン名又はメーカーが、以下のいずれかであること。

- ・ コミナティ (Comirnaty) 筋注／ファイザー (Pfizer)
- ・ バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注／アストラゼネカ (AstraZeneca)
- ・ COVID-19 ワクチンモデルナ (COVID-19 Vaccine Moderna) 筋注／モデルナ (Moderna)
- ・ Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン (Janssen)

※復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社製の「コミナティ」及びインド血清研究所が製造する「コビシールド (Covishield)」を含む。

④ 3回目 (Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン (Janssen) の場合は1回のみ接種をもって2回分相当とみなす。以下同じ。) に接種したワクチン名又はメーカーが、以下のいずれかであること。

- ・ コミナティ (Comirnaty) 筋注／ファイザー (Pfizer)
- ・ COVID-19 ワクチンモデルナ (COVID-19 Vaccine Moderna) 筋注／モデルナ (Moderna)

※復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社製の「コミナティ」を含む。

2 詳細については、以下のサイトで確認してください。

(厚生労働省：ワクチン接種証明書について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.htm

↓

(新型コロナワクチン接種証明書)

問2 自国の接種証明書に生年月日の記載はありませんが、代わりに旅券番号や身分証明書のID番号があれば、有効な接種証明書として認められますか。

(答)

生年月日の代わりに旅券番号又はID番号等が接種証明書に記載されており、所持する旅券又は当該IDカード等によって生年月日の確認が可能であれば、有効な接種証明書として認められます。

(新型コロナワクチン接種証明書)

問3 自国では、1回目及び2回目のワクチンで、ファイザー、アストラゼネカ、モデルナ、ヤンセン社「以外」のワクチンが承認されています。その場合、これら以外のワクチンを接種していても、有効な接種証明書として認められますか。

(答)

- 1 認められません。1回目及び2回目のワクチンとして接種証明書で有効と認められるものは、現時点では、ファイザー、アストラゼネカ、モデルナ又はヤンセン社のワクチンのみです。ただし、復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社製の「コミナティ」及びインド血清研究所が製造する「コビシールド（Covishield）」は認められます。
- 2 このため、上記以外のワクチンを接種した場合には、たとえ他国で1回目及び2回目ワクチンとして承認されていても、有効な接種証明書とは認められません。

(新型コロナワクチン接種証明書)

問4 自国では、追加接種（3回目接種）のワクチンとして、ファイザー又はモデルナ社製「以外」のワクチンが承認されています。その場合、これら2社以外のワクチンを接種していても、有効な接種証明書として認められますか。

(答)

- 1 認められません。追加接種（3回目（ヤンセン社製のワクチンの場合は1回のみ接種をもって2回分相当とみなす。以下同じ。）接種）のワクチンとして

接種証明書で有効と認められるものは、現時点では、ファイザー又はモデルナ社のワクチンのみです。ただし、復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社製の「コミナティ」は認められます。

- 2 このため、上記以外のワクチンを接種した場合には、たとえ他国で追加接種ワクチンとして承認されていても、有効な接種証明書とは認められません。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問 4-1 ヤンセン社製のワクチンは、接種回数など、どのような取扱いになりますか。

（答）

- 1 「Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン（Janssen）」のワクチンについては、「水際対策強化に係る新たな措置（２７）」に基づく措置の適用に当たって、
- ・ １回目及び２回目に接種したワクチンとして認められ、
 - ・ その場合、１回のみ接種をもって２回分相当とみなす、
- ことになります。
- 2 ただし、ヤンセン社製のワクチンについて、追加接種（３回目接種）としては、（措置の適用に当たって）認められていません（ファイザー又はモデルナ社製のワクチンの必要があります）。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問 5 自国の接種証明書では、「コミナティ（Comirnaty）」のメーカーが「BIONTECH」と記載されていますが、有効な接種証明書として認められますか。

（答）

他の条件が満たされていれば、有効な接種証明書として認められます。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問 6 自国の接種証明書では、モデルナ社製のワクチンで「スパイクバックス（Spikevax）」と記載されていますが、有効な接種証明書として認められますか。

（答）

他の条件が満たされていれば、有効な接種証明書として認められます。

(新型コロナワクチン接種証明書)

問7 接種しているワクチンは全て同一の種類の必要がありますか。

(答)

必要ありません。

- ・ 1回目及び2回目接種はファイザー、アストラゼネカ、モデルナ又はヤンセン社製のワクチン、
- ・ 3回目(ヤンセン社製のワクチンの場合は1回のみ接種をもって2回分相当とみなす。以下同じ。)接種はファイザー又はモデルナ社製のワクチンであれば、

異なる種類のワクチンを接種した場合でも、合計の接種回数が3回以上であれば、有効と認められます。

(新型コロナワクチン接種証明書)

問7-1 3回のワクチンを異なる国で接種し、それぞれの国で発行された接種証明書を保持している場合、有効な接種証明書の保持者と認められますか。

(答)

それぞれの接種証明書が必要な要件を満たしており、検疫で全ての証明書を提示できれば、有効な接種証明書として認められます。

(新型コロナワクチン接種証明書)

問8 接種証明書に1回目又は2回目の接種情報が無い場合はどうすれば良いですか。

(答)

1 接種証明書に、

- ・ 3回目(ヤンセン社製のワクチンの場合は1回のみ接種をもって2回分相当とみなす。以下同じ。)の接種情報(当該接種が3回目(例えば3/3(ヤンセン社製のワクチンの場合は2/2)のような表示)であること、ワクチンの種類、接種日)が記載されており、
- ・ 別途、検疫で回答が求められる「検疫法第12条の規定に基づく質問」において、1回目又は2回目に接種したワクチンはファイザー、アストラゼネ

カ、モデルナ又はヤンセン社製のいずれかであることを確認できれば、有効と認められます。

2 なお、治癒証明との組み合わせは、有効とは認められません。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問9 接種証明書には、直近の接種情報しか記載が無く、当該接種が3回目接種であることが記載されていない場合はどうすれば良いですか。

（答）

例えば、ワクチン接種履歴や2回目接種時に発行された証明書など、他の証明書等と当該接種証明書を組み合わせることで、3回目（ヤンセン社製のワクチンの場合は1回のみ接種をもって2回分相当とみなす。）のワクチンを接種していることが確認できれば、有効な接種証明書の保持者と認められます。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問10 （有効な接種証明書として認められるために）3回目接種の有効期限はありますか。

（答）

現時点では、3回目（ヤンセン社製のワクチンの場合は1回のみ接種をもって2回分相当とみなす。）接種の有効期限はありません。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問11 自国の接種証明書には英語の表記がありませんが、どうすれば良いでしょうか。

（答）

接種証明書の翻訳（日本語又は英語）を事前に作成していただき、検疫の際に接種証明書と併せて提示をお願いします（御自身で作成した翻訳でも構いません。）。

(新型コロナワクチン接種証明書)

問 12 電子的に交付された接種証明書は認められますか。二次元コードの提示も認められますか。

(答)

電子的に交付された接種証明書については、アプリ、PDF・画像・写真等表示形式は問わず、接種証明書の内容が確認でき、条件が満たされていれば有効な接種証明書として取り扱われます。また、EUDCC、ICAO-VDS又はスマートヘルスカードに基づく二次元コードであれば、検疫での読み取りが可能です。

(新型コロナワクチン接種証明書)

問 12-1 接種証明書は原本ではなくコピーでも認められますか。

(答)

検疫所が、接種証明書のコピー（「写し」）で内容の確認ができるのであれば、原本の「写し」でも構いません。

(新型コロナワクチン接種証明書)

問 13 日本国内で発行された接種証明書について、「新型コロナウイルス予防接種証明書」、「新型コロナウイルスワクチン予防接種証」及び「新型コロナワクチン接種記録書」以外の証明書は認められませんか。

(答)

- 1 有効と認められる日本国内の接種証明書は、以下のとおりです。
 - ・ 政府又は地方公共団体発行の新型コロナウイルス予防接種証明書（海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書）
 - ・ 地方公共団体発行の新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
 - ・ 職域接種等での医療機関等発行の新型コロナワクチン接種記録書
- 2 上記の他に、例えば、在外日本人一時帰国者に対する接種証明書（外務省発行）、国内治験参加者に対する接種証明書（厚生労働省発行）等も認められます。

(新型コロナワクチン接種証明書)

問 14 民間機関等が発行する接種証明書も認められますか。

(答)

認められません。政府等公的な機関で発行されたワクチン接種証明書であることが必要です。

(新型コロナワクチン接種証明書)

問 15 接種年齢要件で追加接種（3回目接種）が認められていない子どもに対しては、追加接種による待機期間の短縮は認められませんか。

(答)

- 1 接種年齢要件で追加接種（3回目接種）を受けられない（接種証明書を所持していない）子どもについては、
 - ・原則として追加接種による待機期間の短縮は認められませんが、
 - ・有効な接種証明書を所持する保護者が同伴し、当該子どもの行動管理を行っている場合は、特例的に、有効な接種証明書を所持する者として取り扱い、当該保護者と同様の待機期間の短縮が認められることになります。
- 2 追加接種の年齢要件は、接種を受ける国によって異なります。例えば、日本での追加接種の対象年齢は、現時点では18歳以上のため、上記の特例については、18歳未満の子どもについて（有効な接種証明書を所持する保護者が同伴し、当該子どもの行動管理を行っている場合は）該当することになります。

(公共交通機関の使用)

問 1 入国後、自宅待機のために（待機場所の）自宅等まで移動する際に、公共交通機関の使用は認められますか。

(答)

- 1 「指定国・地域からの入国者で有効なワクチン接種証明書を保持している者」及び「非指定国・地域からの入国者で有効なワクチン接種証明書を保持していない者」については、入国後に自宅待機が必要になりますが、
 - ・空港から自宅待機のために自宅等に移動する場合に、必要最小限のルートに限定して、
 - ・空港検疫での検査（検体採取）後 24 時間以内までは、
（自宅待機の期間中であっても上記の場合に限り）公共交通機関の使用が認められます。
- 2 公共交通機関を使用するに当たっては、マスクの着用、手指消毒、「3 密（密閉・密集・密接）」を避けるなどの感染防止対策を徹底してください。

(公共交通機関の使用)

問 2 待機期間中の公共交通機関の使用について、空港から待機場所の自宅等への移動以外に、公共交通機関の使用は認められますか。

(答)

認められません。待機期間中の公共交通機関の使用は、空港での検査後 24 時間以内に、待機場所の自宅等への移動のみになります。これ以外の待機期間中の公共交通機関の使用は、誓約違反になります。

(公共交通機関の使用)

問 3 自宅待機での 3 日目以降の自主検査を受ける際に、公共交通機関の使用は認められますか。

(答)

認められません。検査を受けるために外出する場合は、自家用車などで移動してください。

(外国人の新規入国)

問 1 外国人の新規入国が認められるのはどのような場合ですか。

(答)

対象となるのは、①商用・就労等の目的の短期間の滞在者（３月以下）又は②長期間の滞在者であり、いずれも日本国内に受入責任者が存在することが必要となります。

(外国人の新規入国)

問 1-1 外国人の新規入国では、「観光」を目的とした入国は認められますか。

(答)

認められません。現時点では、他の手続でも、「観光」を目的とした入国は認められていません。

(外国人の新規入国)

問 2 外国人の新規入国では、「親族・知人訪問等」を目的とした入国は認められますか。認められない場合、どのような手続を取れば良いですか。

(答)

- 1 「親族・知人訪問等」を目的とした短期間の入国は、受入責任者がいないため、今回の措置の対象となりませんが、これまでも、例えば、以下の類型に該当する方などについては、「特段の事情」があるものとして新規入国を認めてきています。
 - ・ 本邦に居住する病気の者や出産する者を看護又は支援する親族
 - ・ 死亡又は危篤である本邦居住者を訪問する親族
 - ・ 単独で渡航することが困難な者に同伴する親族
- 2 引き続き、今回の措置とは別に、人道上配慮すべき事情があるときは、個別に配慮の必要性について検討を行い、「特段の事情」がある方としての入国の可否を判断することとなります。
- 3 詳細については、出入国在留管理庁出入国管理部審判課にお問い合わせください。

(外国人の新規入国)

問3 外国人の新規入国では、入国前の滞在国・地域に制限はありますか。

(答)

制限はありません。

(外国人の新規入国)

問4 外国人が新規入国する場合、申請方法はどのようなものになりますか。受入責任者からの事前申請が必要ですか。

(答)

本措置を利用して入国する方は全て、受入責任者からの事前申請が必要になります。まずは、受入責任者が、厚生労働省の入国者健康確認システム（ERFS）に事前申請して、必要事項を入力、受付済証を入手し、同証を新規入国予定の外国人に送付する必要があります。その上で、新規入国予定の外国人が受付済証と査証申請書をもって在外公館に申請することになります。

(外国人の新規入国)

問4-1 在留資格のある外国人の再入国の場合も、受入責任者からの申請が必要ですか。

(答)

必要ありません。受入責任者による事前申請が必要なのは、外国人の新規入国の場合です。

(外国人の新規入国)

問5 受入責任者とは何ですか。

(答)

- 1 「受入責任者」とは、入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・団体等を指します。
- 2 新規入国の外国人に対して、日本への入国に際して必要な防疫措置の情報提供や待機場所の確保、待機や健康状態の確認等について、管理・支援等を行うため、受入責任者による管理の下での入国を認めることになります。

(外国人の新規入国)

問6 受入責任者は個人事業主でも認められますか。

(答)

- 1 一定の要件を満たす場合には、個人事業主も認められます。なお、受入責任者と入国者が同一となっている場合は、必要な管理等ができないことから認められません。
- 2 「要件」については、下記のリンク先を御参照ください。
<https://entry.hco.mhlw.go.jp/>

(外国人の新規入国)

問7 受入責任者はどのようなことをする必要がありますか。

(答)

- 1 受入責任者は、
 - ・ 入国前に、厚生労働省の入国者健康確認システム（ERFS）にログインの上、オンラインで事前申請し、外国人の新規入国者に関する情報等（待機場所を含む）の入力、誓約事項の同意等を行います。
 - ・ 必要事項の入力後、受付済証（PDF）が発行され、受入責任者は受付済証をダウンロード、入国者に送付します。
 - ・ 入国者の査証申請に当たって、各在外公館では、受入責任者による事前申請・受付済証と審査書類一式を確認、審査を行った上で、査証を発給します。受付済証に記載された内容（氏名、生年月日、旅券番号、国籍・地域）と査証申請内容が異なる場合、入国者健康確認システム（ERFS）で再登録を行う必要があります。
 - ・ 入国後は、入国者に対して、MySOS（入国者健康居所確認アプリ）を通じた健康状態、位置情報確認等が行われるとともに、受入責任者は、待機施設での待機や健康状態の確認や、入国者が有症状、陽性の場合の医療機関への連絡など、必要な管理・支援を行うこととなります。
- 2 申請時の誓約事項については、以下のリンク先を御参照ください。
https://entry.hco.mhlw.go.jp/doc/commitment_form.pdf

(外国人の新規入国)

問 8 新規入国する外国人個人が申請することは可能ですか。

(答)

認められません。また、受入責任者と入国者が同一となっている場合も、必要な管理等ができないことから認められません。

(外国人の新規入国)

問 9 外国人の新規入国の事前申請はどこにする必要がありますか。

(答)

厚生労働省の入国者健康確認システム (ERFS) にオンラインで事前申請することになります。なお、ERFS にログインするために必要となる ID・PW 等の発行には 1～2 日程度要します。詳細は、以下のリンク先を御参照ください。

<https://entry.hco.mhlw.go.jp/>

(外国人の新規入国)

問 10 申請に関する事務について、第三者に委託することは認められますか。

(答)

受入責任者は、入国者健康確認センターに対して入国者健康確認システム (ERFS) のログイン ID 申請及び入国事前申請手続を第三者に代行させることができます (ただし、行政書士 (法人) でない者が有償で申請手続を代行することは、行政書士法に抵触するおそれがあるので、ご注意ください。)。第三者が代行する場合は、下記の項目を含む委任状等を ID 申請の際に提出してください。

【委任状等の必須項目】

1. 委任・委託の日付
2. 委任・委託者：住所、氏名又は名称、代表者名、電話番号、メールアドレス
3. 受任・受託者（代理人）：住所、氏名又は名称、代表者名、電話番号、メールアドレス
4. 委任・委託事項：入国者健康確認システムによる各種申請手続及びそれに伴う個人情報の取扱い
5. 秘密保持義務：代理人は委任・委託された手続を履行する上で知り得た情報を一切他に漏洩させないこと

(外国人の新規入国)

問 10-1 受入責任者による事前申請について、申請期間はありますか。

(答)

申請期間はありませんが、査証発給に要する期間、有効期限について御注意ください（(査証申請) 問 2 参照）

(外国人の新規入国)

問 11 「受付済証」の発行には、申請からどの程度の時間がかかりますか。

(答)

- 1 入国者健康確認システム（ERFS）に受入責任者の名称・連絡先や入国者の氏名、生年月日、旅券番号等必要な情報を入力・申請の上、外国人の新規入国に係る受入責任者の誓約事項に同意することで、即座に受付済証がオンラインで発行されることになります。
- 2 なお ERFS にログインするために必要となる ID・PW 等の発行に 1～2 日程度要します。

(外国人の新規入国)

問 12 昨年 11 月の「水際対策強化に係る新たな措置（１９）」のように、業所管省庁への申請、審査は必要ですか。

(答)

業所管省庁への申請、審査は必要ありません。

(外国人の新規入国)

問 13 昨年 11 月の「水際対策強化に係る新たな措置（１９）」で審査済証の発行を受けている場合でも、今回の申請を行う必要がありますか。

(答)

昨年 11 月に審査済証の発行を受けた方についても、改めて申請を行って頂き、受付済証を取得して頂く必要があります。昨年 11 月の制度とは異なり、入力事項等を大幅に簡素化した申請方法としており、御理解ください。

(外国人の新規入国)

問 14 昨年 11 月の「水際対策強化に係る新たな措置（１９）」で取得した ID は、今回のシステムでも使用することができますか。

(答)

昨年 11 月に取得した ID は、今回の入国者健康確認システム（ERFS）でも使用することができるので、改めて ID を取得して頂く必要はありません。

(査証申請)

問 1 在外公館に査証申請する際に必要な書類は何ですか。

(答)

- 1 入国者健康確認システム (ERFS) における所定の申請で取得した「受付済証」、及び下記外務省ホームページ又は在外公館のホームページに記載された書類一式が必要です。

<外務省 HP>

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

<各在外公館リスト>

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

- 2 なお、在留資格認定証明書の有効期間については、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容のとりの受入れが可能である」ことを記載した申立書を提出することで有効とみなす措置をとっています。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf>

(査証申請)

問 2 査証発給までにはどの程度の時間を要することが見込まれますか。

(答)

査証の申請から発給までに必要な期間は、申請内容に特に問題のない場合、申請受理の翌日から起算して原則 5 業務日です。ただし、申請内容に疑義がある場合など外務本省（東京）での慎重な審査が必要と認められる場合、査証の発給までに時間を要する場合があります。

(検査証明書)

問1 入国の際に、「陰性」の検査証明書は必ず必要ですか。

(答)

日本人・外国人を問わず、「出国前 72 時間以内の検査（陰性）証明書」の提出が必要です。証明書が提出できない場合、日本への上陸が認められないことになります。

(検査証明書)

問2 「検査証明書」には所定のフォーマットがありますか。所定のフォーマットでの証明書が入手できない場合、どうすれば良いですか。

(答)

- 1 検査証明書の様式は所定のフォーマットを使用して下さい。所定のフォーマットでの証明書が入手困難な場合には、任意のフォーマットの提出も認められますが、「検査証明書に記載すべき内容」が満たされている必要があります。
- 2 所定のフォーマットも含め、詳細は、以下のサイトを御参照ください。

(厚生労働省：検査証明書の提出について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

(ファストトラック)

問1 「ファストトラック」とは何ですか。今回の新たな措置では利用できますか。

(答)

海外から日本へ入国する方々に対して空港検疫で実施している手続の一部を、MySOS（入国者健康居所確認アプリ）を通じて、ウェブ上で日本入国前に済ませることができる「ファストトラック」の運用が、一部の空港で2月7日から開始されています。詳細は、以下のリンク先を御参照ください。

<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>

(ファストトラック)

問2 外国人の新規入国者には、「ファストトラック」の利用が必要ですか。

(答)

- 1 入国者が入国前にスマートフォンを用意し、当該空港で「ファストトラック」が利用可能な場合は、入国前に①MySOS（入国者健康居所確認アプリ）をインストールすること、②可能な限り検査証明などの情報を入国前に MySOS に入力し、事前に審査を終えておくことが必要です。
- 2 利用可能な空港など、詳細は、以下のリンク先を御参照ください。

<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>

(MySOS (入国者健康居所確認アプリ))

問1 入国者のスマートフォンに、厚生労働省が指定するアプリをインストールする理由は何ですか。

(答)

- 1 日本に入国後の待機期間中、入国者の健康状態、位置情報や居所確認等については、MySOS (入国者健康居所確認アプリ) を通じて、厚生労働省 (入国者健康確認センター) がフォローアップすることになります。
- 2 このため、受入責任者は、入国者が入国前にスマートフォンを用意できる場合には、MySOS をインストールすることを入国者に案内してください。
- 3 非指定国・地域からの帰国者・入国者でワクチン3回目追加接種者は入国後の自宅等待機を求めないため、MySOS によるフォローアップの対象外ですが、濃厚接触者となった場合等の今後の連絡のため MySOS をインストールしていただきます。

なお、この場合において、3日間健康状態報告を求める報告が届くこととなりますが、健康状態報告を行う必要はありません(任意での回答も可能です)。今後改善をいたしますが、システム管理の都合により、現時点はこのような対応となりますことをご容赦ください。

(MySOS (入国者健康居所確認アプリ))

問2 厚生労働省が指定するアプリ (MySOS (入国者健康居所確認アプリ)) のダウンロードやスマートフォンでの設定は、どのように行えば良いですか。

(答)

- 1 入国者健康確認センターのサイトの「ご利用ガイド」をご参照ください。

(入国者健康確認センター)

<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

- 2 その他、ご不明な点等個別にある場合には、

- ・ followup@hco.mhlw.go.jp 又は
- ・ 03-6757-1038

にご連絡ください。

なお、電話は大変繋がりにくいため、可能な限り、メールでのご連絡をお願

いたします。

(MySOS（入国者健康居所確認アプリ）)

問3 外国で、厚生労働省が指定するアプリのインストールができない場合は、どうすれば良いですか。

(答)

スマートフォンを日本に持参できる場合は、入国後の到着地で、速やかにアプリのインストールをしてください。なお、日本に到着後、持参したスマートフォンではアプリのインストールがどうしてもできないことが判明した場合は、空港（検疫）でスマートフォンをレンタル（自己負担）していただく必要があります。

(MySOS（入国者健康居所確認アプリ）)

問4 入国者が、スマートフォンを日本に持参できない場合は、どうすれば良いですか。

(答)

日本に到着後、空港（検疫）でスマートフォンをレンタル（自己負担）していただく必要があります。

(陽性等になった場合の対応)

問 1 入国者が、入国時の検疫の検査で陽性が判明した場合には、どのような対応になりますか。

(答)

検疫所長の指示に従い、検疫所長の指定する宿泊療養施設等での療養が必要になります。この場合、待機期間の短縮等はありません。

(陽性等になった場合の対応)

問 2 入国者が、陽性、機内濃厚接触者又は有症状者になった場合には、どのような対応になりますか。

(答)

- 1 入国者が自宅等での待機期間中に陽性になった場合には、待機期間の緩和は認められません。速やかに医療機関を受診の上、保健所等から指示があった場合にはそれに従ってください。
- 2 入国者が濃厚接触者に特定された場合、入国者健康確認センターから MySOS（入国者健康居所確認アプリ）を通じて、その旨を入国者本人にお知らせします。濃厚接触者となった場合、7日間待機が必要となり、待機期間の緩和はできません。
- 3 入国者から有症状の申告があった場合には、入国者健康確認センターから架電の上、必要に応じて保健所に連携します。この場合、待機の緩和はできません。保健所等から指示があった場合にはそれに従ってください。
- 4 また、空港検疫における陽性者のゲノム検査の結果、オミクロン株以外（デルタ株等）の新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者であることが判明した場合には、待機期間は14日間となりますのでご注意ください。なお、ゲノム検査の結果は、MySOS（入国者健康居所確認アプリ）を通じて入国者本人にご連絡いたします。

(待機施設等)

問 1 入国者の待機施設を確保する際に、「個室」の必要がありますか。

(答)

感染防止対策のため、待機期間中は、原則個室管理が必要になります。

問 2 待機施設について、「自宅」は認められますか。

(答)

原則個室管理が担保されるのであれば、自宅も認められます。注意事項については、以下のリンク先を御参照ください。

(厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3-2

(健康管理)

問 1 (受入責任者の誓約事項にある) 新規入国の外国人の健康状態の確認は、具体的にどのようなことを行えば良いですか。

(答)

- 1 基本的には、毎日検温を行い、発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状の有無を確認してください。
- 2 有症状等が確認された場合には、必要に応じて、速やかに医療機関に連絡、相談又は受診し、保健所等から指示があった場合にはそれに従ってください。

(誓約違反)

問 1 入国者又は受入責任者が誓約書又は誓約事項に違反した場合には、どのような措置が取られますか。

(答)

- 1 入国者が(入国時の検疫の際に誓約する)誓約書の内容に違反した場合(不実の記載があった場合を含む。以下同じ。)、厚生労働省など関係当局により氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表され得るとともに、検疫法の規定に基づく停留の対象となり得ます(さらに、外国人の場合は、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得ます。))。
- 2 また、受入責任者についても、申請時の誓約事項の内容に違反した場合、入国者が誓約書の誓約に違反した場合には、当該受入責任者の企業・団体等の名称が公表され得ること、また、当該受入責任者からの外国人の新規入国に関する申請を以後受け付けないことがあります。